

平成31年度事業計画

【I】事業団概要

1. 実施事業

所在地	下関市唐戸町4番1号 カラトピア5階
第1種社会福祉事業	<p>救護施設の管理経営</p> <p>養護老人ホームの管理経営</p>
第2種社会福祉事業	<p>老人デイサービス事業の経営</p> <p>老人短期入所事業の経営</p> <p>障害児通所支援事業の経営</p> <p>障害児相談支援事業の経営</p> <p>特定相談支援事業の経営</p> <p>一般相談支援事業の経営</p> <p>地域子育て支援拠点事業の経営</p> <p>一時預かり事業の経営</p>
公益事業	発達に障害がある児童の診療を主とする診療所の経営
理念	わたしたちは、利用者が安心して地域社会で生活できるよう、自立や成長を支援します。また、利用者、職員及び地域社会がお互い支え合う施設づくりを目指します。
基本方針	<p style="text-align: center;">～ つながる手 ふれあう心 つむぐ^{あす}明日～</p> <p>1. 利用者本位の安定した質の高いサービスを提供します 利用者のニーズを的確にとらえ、利用者がその人らしく、心豊かに、安心して暮らせるよう、適切なサービスを提供します。</p> <p>2. 法人の将来を担う活力のある人材を育成します 職員一人ひとりが自己研さんに努め、意欲をもって働くことができる職場づくりをします。各種専門性を高めるとともに、組織の一員として将来を担う人材を育てます。</p> <p>3. 自立した法人を目指し、効率的な経営と柔軟な体制づくりをします 経営基盤の強化を図るため、自主財源の確保や経費の削減など効率的な経営を進めます。</p> <p>4. 積極的な地域交流と地域に求められる貢献活動をします 地域に開かれた事業・サービスを展開するとともに、市民との交流を進め、支え合える関係を築きます。</p> <p>5. 市とのパートナーシップを強化します 市の福祉サービスを具現化するため、連携・協力を図り、適切な関係を築きます。</p> <p>6. 情報公開、透明性のある事業運営を目指します 公平、公正な事業運営に努め、その取り組みを積極的に公表します。</p>

【Ⅱ】法 人 本 部

1 取組内容

(1) 重点目標

- ・理事会、評議員会を開催し、事業計画、予算、事業報告、決算、定款、法人の規程、施設の運営等の重要な案件を審議します。
- ・法人運営に関する事務をはじめ、施設の経営、経理、労務管理、給与などの事務を行うとともに、各施設間の連絡調整を行い、円滑かつ効率的な法人運営に努めます。
- ・管理運営する施設や法人の人材を活用した新たなサービスの展開が行えるよう、事業の企画や提案、助成金等の研究を行います。
- ・第2期中期経営計画に修繕計画を盛り込みます。
- ・第2期中期経営計画の進捗状況の管理を行います。
- ・市が策定した「公共施設の適正配置に関する方向性」の中で、事業譲渡することが示されている梅花園、陽光苑、陽光苑デイサービスセンターについて、事業団の対応を検討し、必要に応じて市との協議を行います。
- ・施設の老朽化対策や拡充について、市に対して改修経費や補助金を予算化するよう働きかけます。
- ・主に会計処理に関する事務業務の標準化を進め、適切な会計処理ができるよう本部が中心となり、内部管理体制の強化を図ります。
- ・福祉サービスに関する苦情解決第三者委員との会議を開催し、施設に寄せられる苦情や要望の報告と共有、意見交換を行います。
- ・毎月1回施設連絡協議会を開催し、各施設の現況報告を行うとともに、施設が抱えている課題を協議します。
- ・次世代の法人運営の核となる職員の育成を目的とした階層別の職員研修計画の作成をするとともに、職員採用試験を実施し、若年層の雇用を進めます。
- ・自己啓発支援制度の創設を進め、職員の向上心を法人がサポートする仕組みを作ります。
- ・人材確保に努め、ポスティング型チラシやホームページ、大学への求人登録、人材派遣等の様々な求人ツールや手段を活用します。
- ・全ての職員が働きやすい環境を整備、待遇の適正化を図ります。
- ・地域公益活動推進協議会への参画し、必要な支援を提供していきます。

(2) 月次業務計画

- ・毎月 定例施設連絡協議会
- ・年間

月	実施内容
6月	理事会、評議員会（事業報告及び決算） 全事協中国、四国ブロック会議（山陽小野田市）
9月	山口県内社会福祉事業団連絡協議会
10月	全国社会福祉事業団大会（徳島市）
11月	全事協中国・四国ブロック研修会（広島市）
2月	苦情解決第三者委員会議
3月	理事会、評議員会（補正予算、次年度事業計画及び予算）

2 資金計画

本部の運営に必要な経費は、各施設からの拠点区分間繰入金によってまかさないです。

【Ⅲ】 下関市こども発達センター

1 施設概況

所在地	下関市幡生本町26番12号
実施事業及び定員	(1) 福祉型児童発達支援センター はたぶ園 (定員：30名) (2) 保育所等訪問支援 (3) 下関市障害児(者)療育等支援事業 (4) 下関市発達支援事業 (発達支援室) (5) 障害児相談支援 (6) 特定相談支援 (7) 一般相談支援 (8) 在宅障害児療育支援事業 (キッズハウス) (9) 発達に障害がある児童の診療を主とする診療所の経営 (小児科、精神科)
理念	子どもの人格を尊重し、子ども一人ひとりの発達に応じた専門療育を行い「将来にわたって、より健やかに生きていく力」を高め「豊かな人間性」を育てる。
基本方針	地域における中核的専門機関として、子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

(1) 福祉型児童発達支援センターはたぶ園

① 重点目標

- ・個々の発達に応じた療育内容 (少人数での活動) の充実を図ります。
- ・他クラスとの連携を密にし、基本的な支援方法を統一した支援を行います。また、クラス混合で個々の発達に応じたグループ療育を実施します。
- ・個々に応じた発達支援 (視覚支援、構造化) を行います。
- ・関係機関との連携及び情報交換を行います。
- ・職員の個別年間計画を立て、計画的に研修を受け職員の専門性を高めます。
- ・他部門と連携し、発達障害児地域支援体制強化事業「スクラム下関」の活動を行います。

② 療育支援

- ・個別支援計画に基づいた発達支援 (視覚的支援、構造化等) を行います。
- ・理学療法、作業療法、言語、心理、相談部門との連携 (研修会、ケース会議、ミーティング、補装具、日常生活用具等の作製やメンテナンスなど) をとり、チームアプローチで療育をすすめます。
- ・個々の発達に応じた支援 (PECS等の教材を使ったコミュニケーション支援、摂食指導、自立課題への取り組み) を行います。

- ・季節に応じた行事（遠足、誕生会、運動会、クリスマス会など）を実施し、園児の社会性の向上を図るとともに、保護者間の親交を深めます。
- ・園外保育を実施し、社会参加への自信につなげます。
- ・診療所の医師、他の医療機関との連携（医師による診察、カンファレンスなど）をとります。
- ・保護者との交流会を実施し、療育方針、内容についての共通理解を図り、より良い療育を行います。

③ 家庭支援

- ・親子通園、個人面談、クラス懇談会、家庭訪問などを実施し、家庭との連携を図ります。
- ・保護者を対象とした研修会を実施し、発達や制度などについての情報提供を行います。
- ・家庭環境などを考慮した子育て支援を行います。
- ・家族に利用児の療育の様子や当事業所を知ってもらうため、行事参加などの機会を設けます。
- ・父親の会を実施し、母親だけではなく父親にも当事業所や園児についての理解を深める機会を設けます。
- ・きょうだい児支援を実施し、きょうだいが園や利用児を知る機会とします。
- ・進路相談（学校、幼稚園、保育園見学、情報提供など）を実施します。
- ・卒園、転園後の支援を行います。

④ 健康及び衛生

- ・内科、歯科、耳鼻科、眼科健診（年2回）、眼のスクリーニング検査を実施します。
- ・手洗い、歯磨き等を実施し、衛生管理に努めます。
- ・衛生面での取り組みを強化し、感染症や食中毒防止に努めます。
- ・医師による診察の結果を元に、個々への適切な対応、発達の状況等を把握し、得られる情報を活用して、保護者の悩みや様々な問題を解決できるよう支援します。
- ・身体計測（毎月）を実施し、身体発育表（成長曲線、肥満度判定曲線）に記入し、診療所の医師と連携を図り、健康管理に努めます。

⑤ 給食

- ・園児の嗜好調査を実施し、嗜好を把握するとともに給与栄養量を考慮し、季節感（行事食など）のあるバランスのとれた献立を作成します。
- ・季節に応じた適温給食、食品の選択、盛り付け方法を工夫し、園児が食事に興味をそそるよう配慮します。
- ・各専門職と連携をとり、個々の発達に応じた食形態、アレルギー食、自助食器などに対応します。
- ・食品の衛生管理、食器調理器具、手洗いなどの消毒、害虫予防を行い、食中毒の発生防止に努めます。
- ・家庭への働きかけとして、毎月「ほのぼののつうしん」に献立表、レシピなどを掲載します。
又、保護者を対象に給食の試食、研修会を行います。
- ・園児の健康管理として、必要に応じて栄養相談を行います。

⑥ 送迎

- ・車両の点検、整備、洗車などに努め、車両管理を徹底します。
- ・交通法規の遵守、チャイルドシート使用による安全確保、添乗職員との連携等を行い、安全運行に努めます。
- ・送迎ルート選定、運行表作成、迅速で確実な連絡体制等を行い、効率のよい運行を心掛けます。
- ・車内清掃の徹底、シートの消毒、車内温度の管理により、園児に快適な車内空間を提供します。

⑦ 主な年間行事 ※ 毎月1回 誕生会、避難訓練を実施

4月	入園式
5月	春のバス遠足、じゃがいも掘り
6月	保護者参観日、クラス懇談会、保護者交流会、父親の会
8月	なつまつり、きょうだい児支援
9月	総合消防訓練
10月	運動会
11月	さつまいも掘り、給食試食会、クラス懇談会、保護者交流会、父親の会
12月	クリスマス会
1月	きょうだい児支援
2月	豆まき、クラス遠足
3月	仮入園、卒園式

(2) 保育所等訪問支援

① 重点目標

- ・通所支援が終了し、保育所等へ移行した元利用児のフォローアップを重点的に行います。
- ・訪問指導員を養成するため、内部研修や外部研修を受講します。

(3) 下関市障害児(者)療育等支援事業

① 重点目標

- ・外来により、地域在宅障害児(者)の療育上の相談や訓練を行います。
- ・他機関と連携し、施設支援を行います。

② 業務概要

- ・専門職員が相談、療育指導、運動訓練を実施します。
- ・療育上の相談や訓練等の希望に応じて、療育指導、運動訓練、言語訓練、心理相談を行います。
- ・学校、幼稚園、保育園、こども園等に職員が出向き、子どもの発達、療育、訓練についての相談、助言を行い、担当者の支援力を高められるよう指導します。
- ・学校、幼稚園、保育園、こども園等の担当者に当施設に来所して頂き、子どもの発達、療育、訓練の相談および見学を通じて、支援方法に対する助言を行います。
- ・他機関との連携を密にし、有効な施設支援を実施します。

(4) 下関市発達支援事業（発達支援室）

① 重点目標

- ・下関市こども発達センターの役割をふまえ、子どもたちへの適切かつ一貫した支援が行われるよう、事業所内外との連携を図ります。
- ・家族が子どもとの関わり方への理解を深め、安定した親子関係が持てるよう、家族支援に努めます。
- ・複数体制になったことの利点を活かし、支援方法についての意見交換等を通じて、多面的に検討を深めながら支援の質を高めるように努めます。

② 業務概要

ア 発達支援室全般

センター及びどーなつを活動拠点とし、以下のことに取り組んでいきます。

- ・センター内外の療育や相談、地域資源の情報を把握することに努め、ニーズに応じて情報提供を行います。
- ・センター内で、はたぶ園、どーなつ、キッズハウスの活動場面への参加やケース会議の実施等を行い、各部門における療育が向上するよう、さらなる他職種間の連携に努めます。また、療育への参加を工夫します。
- ・子ども達への理解や支援につながるよう、家族や関係者を対象とした研修等を行います。
- ・各専門職の資質向上に努めます。
- ・施設への訪問や当該施設職員の来所による施設支援を行います。
- ・診療所や豊浦との情報交換と連携に努めます。

イ 心理部門

- ・発達相談や育児相談、カウンセリング等、ニーズに合った相談業務を行います。
- ・地域とのネットワークを生かした支援や連携に努めます。
- ・関係機関への訪問や来所による施設支援を行います。
- ・心理検査等による心理アセスメントを行い、主治医との情報共有や連携に努めます。
- ・はたぶ園、どーなつ、キッズハウス、その他相談や外来等のケースにおいて他職種職員と連携し子どもたちの総合的且つ多面的な評価を行い、チームで支援に努めます。

ウ 言語部門

- ・利用児一人ひとりのニーズに応じた個別指導（家族支援含む）を充実させます。
- ・利用児の発達の状態を他職種と多面的に評価し、よりよい言語及びコミュニケーションの支援を行います。
- ・はたぶ園、どーなつ、キッズハウスとの連携（個別支援計画、活動参加、コミュニケーション支援、食事支援等）をより一層図り回り、子ども達や家族への支援を充実させます。
- ・関係機関の訪問や来所による施設支援を行い、連携に努めます。

エ 理学療法、作業療法部門

- ・利用児一人ひとりの状態と日常生活における子どもと保護者の困り感を把握し保護者との共通理解（評価と目標）のもとに個別指導を進めていきます。
- ・利用児一人ひとりを理解し、より良い支援につながるよう、職員や保護者へ必要な研修を

行います。

- ・主治医や他機関訓練担当者との連携を図ります。
- ・補装具、日常生活用具等の製作やメンテナンスを実施します。
- ・業務の効率化を図ります。
- ・はたぶ園、どーなつ、キッズハウスの連携（個別支援計画作成、運動遊びや食事など療育場面での支援）を図り、チーム全体として情報共有を十分に行い、子どもたちや保護者への支援へとつなげていきます。

(5) 障害児相談支援 (6) 特定相談支援 (7) 一般相談支援

① 重点目標

- ・関係機関との連携により相談業務の充実（家庭支援、親子困難事例への対応）を図ります。
- ・地域への情報提供、社会資源の拡大を図ります。
- ・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。
- ・障害者などの権利擁護のために必要な援助を行います。
- ・ライフステージに応じた相談支援を行います。
- ・障害福祉サービス、通所サービスのサービス等利用計画を作成し、定期的評価を含んだモニタリングも精力的に取り組みます。
- ・ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングに取り組み、保護者を始め市内の療育施設や幼稚園、保育所、こども園の職員と共に支援に取り組みます。
- ・研修に参加し、相談支援に関する最新の知識を得ることで自己研鑽に努めます。

② 業務概要

- ・療育機関の利用についての情報提供や生活上の相談に応じます。
- ・必要に応じて福祉制度の紹介や手続きの手伝い、関係機関との連絡調整をします。
- ・ボランティアの育成のために研修会を行います。
- ・障害のある子・支援が必要な子に関わる経験をすることで、障害へのハードルを低くすることを目的とする研修会を行います。
- ・広報紙「わんぱくつうしん」の発行（年1回）行います。
- ・地域の関係機関と連携し、家族支援を充実させます。
- ・障害支援区分認定調査を行います。
- ・自立支援協議会こども部会、相談支援部会等の活動に主体的に関わります。
- ・「ふくし生活SOS相談所」の窓口として地域にひらかれた相談支援を行います。

(8) 在宅障害児療育支援事業（キッズハウス）

① 重点目標

- ・遊びを通して母子関係の確立を図ります。
- ・家庭支援（定期的な面談、情報提供など）を実施します。
- ・各専門職員が療育活動に参加します。
- ・保護者間の交流を支援します。
- ・園外活動として児童館等に出かけ、保護者へ遊びの場の情報提供を行います。

- ・診療所の医師と連携し、利用児一人ひとりの発達状況に応じた支援を実施します。

② 療育支援

- ・安定した母子関係を基本とし、豊かな母子コミュニケーションの力を育成できるような支援を行います。
- ・活動を行うにあたっては、各専門職員との連携をとります。
- ・子ども一人ひとりの発達に応じた支援のため、グループに分けて活動します。

③ 家庭支援

- ・保護者を対象とした施設内研修を実施し、保護者への支援を行います。
- ・保護者との連絡を密に取り合い、家庭との連携を図るとともに、保護者や家族が障がいや発達の遅れを受け入れ、愛情と将来の見通しを持って子育てができるように支援します。
- ・子どもの様々な発達相談（言語、心理、運動等）を受け、家庭療育指導を行います。
- ・子育て支援関連や福祉制度の情報提供を行い、家庭支援を行います。
- ・設定保育内容やねらいを事前に配布することによって、保護者の利用意識の向上を図ります。

④ 保護者交流

- ・保護者同士の交流の場を設け、保護者間のつながり（交流会年2回実施）を深めます。
- ・ペアレントメンターを招き、子育てにおける話が聞ける場を提供します。

⑤ 主な年間行事

- ・園外保育、いもほり、クリスマス会等を実施します。

(9) 下関市子ども発達センター診療所

① 重点目標

- ・医療の視点から発達障害児に対する療育体制を確立します。
- ・診療環境の改善のため、建物改修案を策定し、市との協議を進めます。
- ・職員、利用者保護者への支援体制を構築します。
- ・医療体制の強化を図り、関係機関との連携を図ります。

② 業務概要

- ・発達に障害のある子どもの診療を行い、個々の発達状況に応じた支援計画作成の支援を行います。
- ・保護者や関係者に対し、相談や助言を行います。
- ・センター利用者に対して医療的な支援を実施します。

3 職員の資質向上

- ・山口発達臨床支援センター、山口発達障害者支援センター等から定期的に講師を招き、日常的な支援方法の指導を受け、職員の指導技術の向上を目指します。
- ・毎月テーマを設定し、職員研修を行います。
- ・外部研修や県内の同事業施設へ職員を派遣する等、施設外の研修へ積極的に参加し、職員の技術習得を図るとともに、情報交換、交流を推進します。
- ・研修に参加した職員は、研修報告を行う時間をとり職員と情報の共有を行います。
- ・保護者に対する支援の強化を図るため、試行的に行っているペアレントプログラム、ペアレ

ントトレーニングを継続的に取り組みます。

- ・職員の資質向上を図り専門性を高めるとともに、職員間の共通理解のもと連携を深め適切な療育を行います。

4 設備の整備改善

大規模改修が必要な箇所をリストアップし、緊急性の高い案件を下関市へ要望していき、施設設備の改善に努めます。

5 安全対策

- ・警備業務、消防設備点検業務を業者に委託し安全対策を行います。
- ・消防避難訓練、救命訓練、不審者侵入対策訓練を行い事故や災害に備えます。
- ・虐待についての職員研修を行い、虐待防止に努めます。
- ・ひやりとした事、危ないと思った場所、場面、行動等をひやりハット事例として職員全員で共有し、改善できるところは迅速に対応します。
- ・火災予防のために、建物周辺に燃えやすい物は置かず、外観をきれいにします。
- ・緊急時は下関市こども発達センター緊急時対応マニュアルに沿った行動をとるとともに、マニュアルを随時見直し、改善を図ってまいります。

6 地域交流

- ・夏まつりを開催し、近隣の方に施設を開放して楽しんでいただくことにより、当事業所に対する認知度を向上させます。
- ・市民の方を対象に研修会を開催し、障害児への関わり方を学ぶ機会を提供するなどして、当事業所の役割、機能を周知する取り組みを行います。
- ・積極的に実習生、ボランティアを受け入れ、社会福祉の専門的知識、技術、倫理観、実践的な援助能力を身に付けた人材の育成を図ります。

7 下関市こども発達センター運営協議会

運営協議会を開催し、当事業所の事業計画や運営状況、要望実現の方策等について協議を行います。

8 資金計画

下関市こども発達センターの運営に必要な経費は、障害児通所給付費、利用者負担金、医療事業収入、下関市からの指定管理料などによってまかなくないます。

【Ⅳ】 下関市こども発達センターどーなつ

1 施設概況

所在地	下関市幡生新町1番10号
実施事業及び定員	児童発達支援（定員30名）
理念	子どもの人格を尊重し、子ども一人ひとりの発達に応じた専門療育を行い「将来にわたって、より健やかに生きていく力」を高め「豊かな人間性」を育てる。
基本方針	地域における中核的専門機関として、子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

(1) 重点目標

- ・中央こども園をはじめ関係機関との情報交換を行い相互理解を深めます。
- ・保護者との面談や療育内容の説明等を充実させ共通認識を図り、利用児に合った支援を提供します。
- ・発達支援室職員の療育参加やケース会議を通じて他職種との情報共有を行い、療育の質の向上を図ると共によりよい支援へとつなげます。（施設支援、訪問等）

(2) 療育支援

- ・他職種の職員と情報交換をしながら個別支援計画に基づいた療育（視覚的支援、構造化等）を行います。
- ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、相談支援専門員と連携（研修会、ケース会議、ミーティング等）をとり、チームアプローチで療育を進めます。
- ・タブレット端末を使用し余暇指導やコミュニケーション指導の充実を図ります。
- ・個々の発達に応じた支援を行います。（コミュニケーション支援、自立課題の実施）
- ・SST（ソーシャルスキルトレーニング）を主としたコミュニケーション支援を実施します。
- ・各グループのグループ懇談会を実施し、職員と保護者の共通理解を図るとともに保護者同士の交流を図ります。
- ・母子活動を通して安定した母子関係の確立を目指します。

(3) 家庭支援

- ・母子通園、個人面談、毎回の療育の振り返りなどを実施し、利用児一人ひとりの状態を把握して家庭との連携を図ります。
- ・保護者研修会（福祉制度や子どもの発達などについての研修会）を行い、理解を深めます。
- ・診療所の医師や他の医療機関との連携を図り、保護者の悩みや様々な問題を解決できるよう支援します。

(4) 施設支援

- ・必要に応じて施設に出向き、児童の発達状況、支援の方法等について共通認識を持ち、連携をとりながら双方でよりよい支援が行えるように努めます。
- ・幼稚園、保育園の担当者を招き、利用児の療育の様子を見学していただくとともに、支援方法の助言を行います。

(5) 健康・衛生

- ・手洗い等を励行し、衛生管理に努めます。
- ・空気清浄機を使用し温度、湿度、消臭等の室内環境を整えます。

(6) 主な年間行事

園外保育、お買い物体験、外食体験（公共交通機関使用）等を実施します。

3 職員の資質向上

下関市こども発達センターの取り組みに準じて職員の研修を実施します。

4 安全対策

- ・消防避難訓練、救命訓練、不審者侵入対策訓練を行い事故や災害に備えます。
- ・虐待についての職員研修を行い、虐待防止に努めます。
- ・ひやりとした事、危ないと思った場所、場面、行動等をひやりハット事例として職員全員で共有し、改善できるところは迅速に対応します。
- ・緊急時は下関市こども発達センター緊急時対応マニュアルに沿った行動をとるとともに、マニュアルを随時見直し、改善を図ってまいります。

5 下関市こども発達センター運営協議会

下関市こども発達センターが開催する運営協議会に協力します。

6 資金計画

下関市こども発達センターどーナつの運営に必要な経費は、障害児通所給付費、利用者負担金、拠点区分間繰入金収入によってまかさないです。

【V】下関市こども発達センター豊浦

1 施設概況

所在地	下関市豊浦町大字川棚6895番地1
実施事業及び定員	児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能型 (定員：児童発達支援・放課後等デイサービス 併せて10名)
理念	子どもの人格を尊重し、子ども一人ひとりの発達に応じた専門療育を行い「将来にわたって、より健やかに生きていく力」を高め「豊かな人間性」を育てる。
基本方針	地域における中核的専門機関として、子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

(1) 重点目標

- ・山陰地区の療育拠点として地域に密着した施設作りを目指します。
- ・関係機関と連携を深め、利用児に必要な支援の提供を協力して行います。
- ・個々の発達に応じた療育内容を充実させます。
- ・ホームページや電話による相談及び問合せ対応体制を確立させます。
- ・放課後等デイサービスの支援内容を検討し、充実した支援体制をつくります。
- ・地域に根付くため、適宜広報活動を行います。
- ・マニュアルに沿った安全な送迎に努めます。

(2) 療育支援

- ・個別支援計画に基づいた療育を行い、発達を支援します。
- ・個々の発達、年齢に応じた支援を行います。
- ・下関市こども発達センターと連携をとり、より専門性の高いプログラムを実施します。

(3) 家庭支援

- ・個人面談、毎日の療育の振り返りなどを実施し、個々の状態を把握して家庭との連携を図り、家庭の療育能力の向上を支援します。
- ・福祉制度や子どもの発達等の理解を深められるよう研修会を開催します。
- ・下関市こども発達センターと協働し、学齢期における保護者の心配や不安な点に適切な助言ができるよう職員の資質向上を図ります。

(4) 健康及び衛生

- ・手洗い等励行し、衛生管理に努めます。
- ・温度、湿度、臭い等の室内環境をより快適にするよう努めます。

(5) 主な年間行事

- ・他事業所や地域との交流や園外保育等を行い、社会生活適応力の向上を図ります。

3 職員の資質向上

下関市こども発達センターの取り組みに準じて職員の研修を実施します。

4 安全対策

- ・消防避難訓練、救命訓練、不審者侵入対策訓練を行い事故や災害に備えます。
- ・虐待についての職員研修を行い、虐待防止に努めます。
- ・ひやりとした事、危ないと思った場所、場面、行動等をひやりハット事例として職員全員で共有し、改善できるところは迅速に対応します。
- ・緊急時は下関市こども発達センター緊急時対応マニュアルに沿った行動をとるとともに、マニュアルを随時見直し、改善を図ってまいります。

5 下関市こども発達センター運営協議会

下関市こども発達センターが開催する運営協議会に協力します。

6 資金計画

下関市こども発達センター豊浦の運営に必要な経費は、障害児通所給付費、利用者負担金収入などによってまかなくなります。

【VI】 下関市梅花園

1 施設概況

所在地	下関市大字永田郷459番地4
実施事業及び定員	救護施設 60名（年間平均入所者数：54名見込）
職員数	26名（嘱託医除く）
理念	利用者の尊重と総合的な福祉サービスの提供を念頭に置き、生活保護法及び市の設置条例等に基づき、心身に著しい障害があるため独立して日常生活を営むことができない者を入園させて生活扶助を行い、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が生活マナーを身に付けて、社会生活において自主的に行動することができ、健康的で明るい日々を送れるよう支援します。 ・利用者の基本的人権に配慮しながら、利用者の状況や希望に応じて、施設内で快適に暮らせるよう支援するとともに、地域生活への移行を望む利用者に対しては、関係機関と連携を取り、他法の専門施設への入所や居宅生活への移行を検討します。 ・利用者により良いサービスを提供するため、職員一人ひとりが資質の向上に努めます。 ・利用者が地域の一員であることを認識し、地域の行事に参加し、施設の行事に地域の人たちを招待するなど、交流も大切にした地域密着型施設を目指します。

2 事業内容

(1) 重点目標

- ・利用者一人ひとりの身体状況や生活状況等を把握し、利用者の希望やニーズを適切に反映した個別支援計画の策定し、職員間で計画を共有するとともに、一貫した支援の継続を実現します。特に新規利用者については、信頼関係の構築と状況把握に努め、細やかに対応しながら、安定した施設生活を送れるよう支援します。
- ・権利擁護に関する意識と理解を高める取り組みとして、虐待防止に対する職員の意識付けを行い、適切な支援へとつなげます。
- ・利用者は30代～80代と幅広い年齢層であることから、年齢と身体状況に応じた健康維持のための指導と体力づくりを推進します。
- ・調理業務が円滑かつ適切に遂行できるよう努め、家庭的で温かみのある給食を安定的に提供します。
- ・築33年を迎え老朽化も進んでいることから、下関市との施設改修について協議と情報共有に努め、施設改修の要望を継続的に行い、利用者の生活環境整備に努めます。

(2) 生活支援

- ・利用者の思いや希望を聞き取り、支援のニーズを捉えて、施設での生活が豊かになるよう

目標を共有し、一人ひとりに応じた支援を行います。

- ・職員は、利用者の心身の状態に応じたコミュニケーションに努め、利用者の困り事や変化をキャッチし、適切な支援につなげます。利用者の悩み事を傾聴し、必要に応じて、家族や各関係機関と連携を取りながら、課題に向けて取り組みます。
- ・利用者の意見や要望を広く集めるための取り組みとして、目安箱を設置するとともに、毎月の座談会で利用者と意見交換を行い、必要に応じて問題の解決や施設改善に努めます。

(3) 健康及び衛生

- ・体力維持のために、個々の身体状況に応じた体力づくりを推進します。
- ・感染症対策として、利用者及び職員が一体となって手洗いの励行とアルコール消毒による衛生管理などを実践指導し、感染予防や拡大防止に努めます。また、流行期にはマスクの着用や居室の換気を行い、利用者には外出泊を控えていただくなどの対応をします。また、外部からの来訪者を介して施設内に病原菌が持ち込まれないよう予防策を講じ、適切な対応に取り組みます。
- ・精神状態が不安定な人、健康を害している人などを常に把握して職員間で情報共有し、利用者からの訴えや日常生活の観察状況などを総合的に判断し、的確な支援に努めます。

(4) 給食

- ・調理場の年間清掃計画を策定し、清潔及び衛生の保持に努めます。
- ・調理場の衛生的な管理を徹底して行い、食中毒の発生防止に努めます。
- ・利用者の高齢化による咀嚼や嚥下機能の低下に対応するため、利用者個々に対応した食形態への取り組みを行えるよう知識を深めます。
- ・継続的に、バイキング食を実施します。
- ・行事食や季節食の導入はもとより、利用者の意見や要望をメニューに反映し、利用者満足度の高い食事提供に努めます。

(5) 主な年間行事

- ・毎月の誕生会や図書館利用のほか、年間行事予定に沿って、季節を感じる行事や様々なレクリエーションを実施します。目安箱などから得られる要望をもとに、利用者との意見交換し、利用者が自主的に楽しめる行事も企画します。
- ・クラブ活動や園内作業等の日中活動を通じて、利用者一人ひとりが自分に合った趣味や学習などのやりがいを見つけ、日々の生活がより充実したものとなるよう支援します。
- ・活動に意欲的な利用者を対象に、野菜づくりや園芸、作業体験など、知識や技術を習得できる活動内容を立案して取り組みます。

(年間行事予定表)

月	園内行事	園外行事	その他行事
4	焼きそば会、桜のお花見	いちご狩り	
5		日帰り旅行	吉母散策、妙寺地区清掃
6		買い物ツアー	吉見海岸清掃
7	園内消毒	カラオケ	胸部レントゲン
8	盆踊り		
9		ボウリング	救命救急講習

10	お好み焼き会	買い物ツアー コスモスウォーク	吉母散策
11	園遊会	地区文化祭参加 映画	インフルエンザ予防接種 火災想定避難訓練
12	餅つき、クリスマス会		
1	すき焼き会、宝探し	初詣	地震想定避難訓練
2	節分豆まき ミニ運動会		布団乾燥
3	開設記念		火災想定避難訓練

*その他 外部講師によるクラブ活動・・・踊り、お茶会、陶芸（各月2回実施）

3 職員の資質向上

- ・研修委員会を中心に、時節に即した内部研修会と外部研修会の内容報告会を実施し、専門性の向上や、業務へのフィードバックに取り組みます。
- ・職員相互が意見を述べやすく、風通しの良い施設を目指し、自分たちの支援方法を再確認していきます。職員間の信頼関係とチームワークの向上を図り、働きやすく活力のある職場づくりを行います。

4 設備の整備改善

- ・入浴及び暖房、冷房に係るボイラー及び空調設備について主管課と協議の上、改修を行います。
- ・排水状態が悪いため、水道配管の改修工事を主管課に要望します。
- ・倉庫屋根の防水シートが台風時に吹き飛ばし、防水機能に不安が生じているため、防水シートの張り替えを主管課に要望します。
- ・老朽化により、雨漏りや腐食が見られる物干し台の改修工事を主管課に要望します。

5 安全対策

- ・各種防災マニュアルに沿って、火災想定避難訓練、消火訓練、地震想定避難訓練、緊急時連絡訓練を実施するとともに、マニュアルの内容の見直しと必要に応じて更新を行います。また、備蓄品の確認を適時行い、非常時に備えます。
- ・職員はヒヤリハット事例に積極的に気付いて報告し、危機管理委員会により幅広い視点を持って原因を分析するとともに、改善策を検討します。職員で情報を共有し、事故を未然に予測して防止に努めます。

6 地域交流

- ・自治会の地区清掃、海岸清掃活動に協力して取り組むほか、施設周辺の環境美化にも努め、地域の一員として貢献できる活動を継続的に行います。また、施設で収穫した野菜等の配布や地区文化祭でのバザー出品などを通じて、地域との交流を図ります。
- ・救護施設の存在と利用者への理解を得るため、ボランティアの受け入れを通じて、利用者や地域の方々が交流する機会を設けます。

7 資金計画

施設の運営に必要な経費は、主として下関市からの指定管理料収入などによってまかないます。

【Ⅶ】 陽光苑及び陽光苑デイサービスセンター

1 施設概況

所在地	下関市大字永田郷158番地1
実施事業及び定員	(1) 養護老人ホーム 130名 (年間平均入所者数：110名見込) (2) 下関市生活支援短期宿泊事業及び下関市権利擁護を要する高齢者短期宿泊事業 (ショートステイ) 4名 (3) 指定地域密着型通所介護事業 (4) 指定第1号通所事業 (予防給付型) } 18名 (5) 指定第1号通所事業 (生活維持型) } 7名
職員数	33名 (嘱託医除く)
理念	老人福祉法の理念にのっとり、入所者が施設において、生きがいを持ち、健全で安らかな生活を送ることができるよう、また、常に心身の健康を保持し、社会的活動に参加することができるよう、相談に応じ、あるいは支援することにより高齢者の福祉の増進に寄与する。
基本方針	入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って支援を行い、家族及び他の機関との連携を深め、適切に対応します。 ・入所者が楽しく、生きがいを持って生活することができるよう、施設内外行事やクラブ活動などのレクリエーションを実施すると共に、疾病の予防や衛生意識の向上を図ります。 ・職員の意識の向上を図るため、研修受講の機会を増やし、職場環境を整備します。 ・地域行事への参加及び施設行事への地域住民の参加など相互交流を促進します。 ・衛生管理及び食中毒予防対策を身につけ、それらを確実に実行し、入所者に安心・安全な食事を提供します。

2 事業内容

(1) 養護老人ホーム

① 重点目標

- ・感染症対策について、時節に応じた職員研修を行うとともに、特に予防に取り組むことで年間を通して安定した施設運営を目指します。
- ・入所者への情報提供の機会を増加します。入所者向けの講習会を導入し、防災や感染症予防に対する入所者自身の知識や自覚の向上を図ります。
- ・給食業務を外部委託とし、体制変更に伴う混乱や食事の質低下を引き起こさないよう委託業者と施設の連携を確立します。また、入所者個々の栄養状態や嗜好についても情報共有に努め、栄養状態の改善や健康維持の視点をもった食事の提供に努めます。

- ・入所者の役割づくりや精神面の援助を重視して個別支援に努めます。また、要介護入所者に対しては積極的に介護サービスの導入を提案します。介護事業者・医療機関・施設が一体化した支援体制をとっていくことで長期に渡って在苑生活を送れる環境作りに配慮します。
- ・入所者の増加を目指し、見学や面接についても柔軟に対応し積極的な受け入れを行います。また入所者・見学者の要望等を調査し、施設に必要な設備・機能・施設環境について情報収集を行い、改善に取り組みます。
- ・職種間の連携の見直しや対話を積極的に行い、チームワークの強化に取り組むとともに、職員個々が責任感と多角的な視点をもって業務に取り組みます。

② 生活支援

- ・参加しやすいレクリエーションを企画し、実行します。日常的に体を動かす機会を提供し、レクや軽作業、手伝い等を通じた施設内での生きがいつくりに取り組みます。
- ・入所者との対話を重視し、不安や悩みの緩和など精神面の援助に努めます。
- ・職員は介護サービスについて学び、自立支援や安全配慮などの観点から適切なサービス導入が出来るよう要介護者に対して多様な選択肢を提案します。

③ 健康及び衛生

- ・感染症・食中毒に関しては、研修を繰り返すとともに早期の予防に取り組みます。施設内での発生を防止することで、年間を通して安定した施設運営を目指します。
- ・季節の変わり目の寒暖差に注意し、適切な衣類や布団の調整を助言・支援することで体調悪化の防止に努めます。また、意識啓発を目的とした入所者対象の講習会を導入します。
- ・衛生面については、定期的に居室の整理整頓や換気に入所者・職員がともに取り組むことで病害虫の発生を防ぎます。また、清掃等の外部委託を実施し、清潔な生活環境の維持に努めます。
- ・平成 30 年 12 月に協力医療機関および嘱託医の変更が行われたため、入所者の健康管理がスムーズに行われるよう医療機関・嘱託医との情報共有・連携に努めます。

④ 給食

- ・給食業務を外部委託とし、体制変更に伴う混乱や食事の質低下を引き起こさないよう委託業者と施設の連携を確立します。
- ・衛生管理および食中毒予防に努め、食中毒・災害時の対応のシミュレーションを委託業者および他職種と協働して実施します。
- ・入所者個々の栄養状態や嗜好について情報共有に努め、栄養状態の改善や健康維持の視点をもった食事の提供に努めます。

⑤ 主な年間行事

4～6月	園遊会、日帰り旅行、バイキング食、夏物衣類販売、地震想定避難訓練 土砂災害想定避難訓練
7～9月	妙寺ふれあい夏祭り、胸部X線、敬老祝賀会
10～12月	入所者向け講習会、避難訓練、演芸大会、焼き芋、開設記念祝賀会、 吉見地区文化祭、冬物衣類販売、クリスマス会

1～3月	新年祝賀会、豆まき、雛祭り、避難訓練、自治会役員選挙
通年行事	誕生者外出レク、苑内レク、外部交流、クラブ活動、喫茶店

(2) ショートステイ

- ・虐待事案について、研修等へ積極的に参加し、専門知識を得るとともに、行政機関や他機関と連携し利用者が安心して生活できる環境を整えます。
- ・将来的に施設入所を目指す利用者に対し、関係機関と連携して入所準備・手続を行います。

(3) 指定地域密着型通所介護事業 (4) 指定第1号通所事業(予防給付型) (5) 指定第1号通所事業(生活維持型)

① 重点目標

- ・中長期の安定した事業運営に向けて、サービスの質を向上させるとともに業務の効率化を図ります。
- ・職員の質の向上を図るため、職場内外を通じて研修環境の整備と、知識・技術の更新、業務への還元を意識した個別研修計画を立案、実施します。
- ・新規利用者の確保および長期利用を促進します。利用者個別のニーズの把握と利用者毎の環境をアセスメントして、介護計画をもとに適切なサービスを提供します。
- ・関係機関との連携に努め、積極的に情報の収集・発信、提案をしていくことでサービスの質を向上させます。
- ・利用者の身体機能の維持・向上を図るため、機能訓練を取り入れた作業や軽運動を支援します。また、利用者が活動に継続して参加できるよう、レクリエーションの選択肢を増やし、利用者の特性に応じた活動の提供に努めます。
- ・利用者、家族の利用選択肢の増加と経営の安定を図るため、利用時間の変更および土曜日、祝日の営業について関係者協議を開催し、実現に向け進捗していきます。

② 生活支援

利用者個々の介護計画に沿い、適切なアセスメントを実施し、利用者個々の計画を作成し、職員間のチームワークをもって実施します。また、職員の質の向上を図るため介護知識・技術研修に参加し、研修報告会を開催し情報共有に努めます。

③ 健康及び衛生

併設施設との協力体制を強化し、予防に努めることで利用者の健康維持を支援します。また、地域の感染症流行情報の収集に努め、職員・利用者間で情報共有するとともに、適切な対策を実施します。

④ 給食

安全で楽しい食事の提供に努めるとともに、可能な限り利用者個々の嗜好を把握し、適切な食事形態での提供を行います。また、給食業務が外部委託となるため、適正な食事価格を設定し、利用者の不満・負担が生じないように配慮します。

⑤ 送迎

利用者の身体状況や住環境等に柔軟に対応するとともに、近隣の交通事情を理解して、地域住民の迷惑にならないよう安全な運行に留意します。また福祉車両を活用することで、利用者の身体的負担を軽減していくよう努めます。

⑥ 主な年間行事

4～6月	神社庁の健康祈願
7～9月	七夕飾り
10～12月	避難訓練・クリスマス会
1～3月	豆まき
通年行事	誕生会・季節飾り付け・外出レクリエーション・運営推進会議 年2回

3 職員の資質向上

職員研修については、入所者処遇へ反映できるよう介護サービスの知識習得に努め、各職員が介護サービス利用について意見・提案していける体制づくりを目指します。また、入所者の精神面の変調に柔軟に対応できるようコミュニケーションスキルの向上に取り組みます。

その他、職員間の対話を推進し、業務分担の見直しとチームワークの強化を図ります。

研修参加については、個別研修計画に沿って外部研修会や職場内研修会への参加振り分けを行い、職種として求められるスキルの習得と職員の育成に努めます。

4 設備の整備改善

老朽化した設備や備品の点検を行い、指定管理協定書に基づき、主管課との協議を継続し、生活に直結する機器等の更新や、施設設備の更新を検討します。

特に、入所者や見学者等からも設備や居室環境等についての要望を積極的に聴取していくことで、「入所者、利用者が利用しやすい施設」を前提に更新・改善を検討します。

5 安全対策

認知症や生活不満を抱えている入所者の外部徘徊や無断離苑の防止に努めます。

また、施設内に防災担当職員を設け、各種災害訓練を昼夜想定で実施するとともに、入所者を対象とした講習会を開催し、職員・入所者が一体となって防災意識の向上に努めます。

事故対策については、重度・軽度を問わず、すべての事故について検証を行った上で記録を取るとともに、ハード面・ソフト面の両側面より対策を講じます。特に、精神面の変調や対人関係より生じる事故を未然に防げるよう入所者との対話・相談援助に重点的に取り組みます。

家族に対しては、定期的な状況報告のみならず、状態変化時の迅速な連絡を継続して行います。

家族との情報共有・情報交換に努め、入所者の接遇変更や介護サービス導入時期に不具合が生じないように留意します。

6 地域交流

妙寺ふれあい夏祭りの地区自治会との共催や、敬老祝賀会への地区高齢者の招待、吉見地区文化祭への芸能・展示部門及びスタッフとしての参加を継続して行うとともに、研修会や慰問等の開催時には地域の方々にも参加を呼び掛けていくことで、開放された施設を目指します。

また、地区自治会との話し合いの機会を設け、地域ニーズの把握に努めるほか、下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の活動に積極的に参加することで地域に根差した施設の在り方を模索します。

実習生受入については、教職課程・社会福祉士過程・栄養士過程の実習生の受入に柔軟に対応

します。

7 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価基準や各種法令改正に沿った改善活動や、ガイドラインの更新等に継続して取り組みます。

8 資金計画

施設の運営に必要な経費として、養護老人ホーム陽光苑は、主として下関市からの指定管理料収入などによってまかなくないます。また、陽光苑デイサービスセンターは、介護保険事業収入などによってまかなくないます。

【Ⅷ】 ふくふくこども館

1 施設概況

運営形態	共同事業体による運営（下関市こども未来創造ネット：2つの構成団体）
所在地	下関市竹崎町四丁目3番3号 下関駅ビル3階
実施事業	地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業
目標利用者数	年間12万人
職員数	21名（うち保育士資格者7名）
運営理念	地域ぐるみの共創・共育を大切に、「ともに創り、ともに育み、ともに育つ」運営を推進します。
基本方針	<p>公の施設の指定管理者としての責務を果たし、多くの市民が満足し下関の未来貢献する施設運営を行います。</p> <p>○下関市次世代育成支援拠点施設の指定管理者としての役割・責務を十分に認識し、「法令遵守」はもとより、「安全、安心」で「公平、平等、公正」な施設運営を行います。</p> <p>○ふくふくこども館のコンセプト「次代を担う子どもたちを多世代で育む」を基本とし、下関の子ども育成・多世代交流施設として、子どもたちを育み、下関の未来を創造する施設運営を行います。</p>

2 事業内容

(1) サービス向上への取り組み

利用者サービス向上においては、子育て支援や交流促進をはじめとする施設の基本業務の充実を図るとともに、ふくっこポスト（意見箱）や各種アンケートの実施、年2回開催の運営協議会等により利用者の意見を取り入れてニーズの把握に努め、PDCAサイクルに基づいた事業の推進及び施設の管理を行います。

(2) 基本事業

年間を通じて、施設全体に賑わいをもたらし、子どもも大人も楽しめる各種事業を幅広く展開します。

① 交流の場の提供・促進事業

親子のふれあいや他の親子との交流の場をつくとともに、子ども一人ひとりの個性や発達に応じたあそびや体験を提供することで、健やかな成長をサポートします。

ア. クリエイティブプログラム

子どもたちの好奇心を刺激し、感性や創造力を育てる多彩な遊び体験を提供します。

（クマノミ親子の赤ちゃんコーナー、月替わりのあそび等）

イ. アクティブプログラム

音楽や表現など身体を使った多彩な遊びプログラムを提供し、元気な身体づくりをサポートします。（屋上であそぼう、カルガモちゃんママのコア体操等）

ウ. いのちふれあいプログラム

土に触れ、自分の手で草花を育てる体験や、下関市の生き物について知ることのできる場を提供します。(海響館いきもの探検隊Ⅲ、いきものかんさつ、タネの不思議)

② 子育て相談・援助事業

専門の相談員を配置して育児不安など子育てに関する相談等に応じるほか、子育て家庭を支援するための事業活動も展開します。

ア. 一般子育て相談・援助

相談者の声に耳を傾け、プレイランドでの育児相談や個室での相談に応じ、問題解決に向けた助言や支援を行い、必要に応じて関係機関へ紹介を行います。その他、親子の交流、親子同士の交流を促進するための企画を実施します。

(巡回相談、個別相談、おおきくなったね&おたんじょうびおめでとう等)

イ. 専門相談

専門資格を有する者による特別相談を定期的実施し、専門的見地による指導や助言を行います。

③ 子育て情報発信事業

行政や民間団体の取り組み等、子育て支援に関わる情報を収集し、広く情報発信を行います。

(子育て情報発信掲示、交流スペースギャラリー展)

④ 子育て支援事業

子育て家庭をきめ細やかにサポートする多彩な事業活動を展開します。

ア. 子育て・親育ちプログラム

乳幼児の健やかな育成を支援するため、楽しみながら子育てができるようなイベントや、子育てに関する知識を得るための講座を開催します。(ベビーファーストカット、みんなでトイレトレーニング、こどもと食、子どもの事故・安全講座等)

イ. 大規模子育てイベント

次世代育成支援行動計画の啓発の一環として、全館及び周辺地域を会場に、大規模子育てイベント「こどもフェスタ」を実施します。

⑤ 子育て拠点事業

地域の子育て拠点として、地域に貢献する業務や地域の子育て力向上に取り組みます。

ア. 子ども一時預かり機能

子ども一時預かり事業に専門保育士を配置し、気軽に安心して子どもを預けていただけるよう保育室の環境を整え、安全に配慮しながら、子ども達が楽しく過ごせるよう工夫します。また、親向けの講座や教室等への参加や、周辺施設等の利用促進のため、子ども一時預かりの周知を図っていきます。

イ. ボランティア、サポーターの育成

子育てボランティア、市民サポーターを育成することにより、地域全体の子育て環境の向上を図ります。(イベントボランティア募集、子どもボランティア募集等)

⑥ 地域活力増進事業

子どもや子育てに関する活動を行う個人、団体、企業、大学等の多様な主体と連携して、地域全体で子育てを支えるための取り組みを行います。

ア. 地域交流の促進

親同士の交流、多世代の交流、地域の交流を促進するため、様々なイベントを開催します。

(ミニコンサート、おはなしの会等)

イ. ボランティア、サポーターの支援

子育てボランティアやボランティア団体の活動の場を提供し、その活動を支援します。

ウ. 他機関との連携事業の企画、実施

周辺商業施設や企業、大学など多様な主体と連携し、魅力的な独自のプログラムを企画し、実施します。(こども文化パスポート、世界の文化、大学生とあそぼう、さくらひろば等)

エ. 郷土文化ふれあいプログラム

楽しみながら郷土を学べる講座や行事に触れる機会を提供します。(お正月！獅子舞)

⑦ 利用推進事業

施設の活動や魅力を広く発信し、利用者と協力者の輪を広げ、多彩な事業展開で何度も行きたい施設を目指します。

ア. 幅広い広報活動

多様な媒体や機会を活用し、幅広く効果的な広報活動を実施します。(ふくっこ通信、ホームページ更新、イベント用チラシ・ポスター等)

(3) 自主事業

未就学児だけではなく、小学生、子育て中の父親や祖父母世代をはじめ、広く市民に向けた多彩な事業を提供します。

① 交流促進事業

ア. 本格！ものづくりプログラム (陶芸にチャレンジ)

イ. 本格！習い事プログラム (フラワーアレンジメント)

② 子育て支援事業

ア. プレママタイム (welcome baby!)

イ. ベビータイム (ベビーサロン)

ウ. ママタイム (ママのためのヨガ教室)

エ. パパタイム (油谷青年の家)

③ 地域活力増進事業

ア. プロフェッショナル連携プログラム (高校生コラボ企画)

イ. 地域子育て底上げプログラム (ハロウィンパーティー)

ウ. 郷土文化ふれあいプログラム (お正月ミニ飾りづくり)

④ 利用促進事業

ア. 利用者の利便性の向上 (自動販売機の設置)

イ. 子育て家庭応援プロジェクト (MaMashop)

3 職員の資質向上

日常的な職員ミーティングや定期研修で、館の運営方針、子育て支援、危機管理等の確認を行い、子育て支援に対する意識を高め、資質向上を図ります。また、利用者への声かけ等日常のコミュニケーションの方法や苦情に対する対応についても、丁寧な対応を心がけ、利用者にとって居心地の良い環境づくりに努めます。

4 維持管理業務

(1) 施設設備管理業務

施設設備管理については、予防保全の考え方に立ち、職員による館内の遊具等の日常点検をはじめ、専門業者による設備の定期点検を実施し、機器の保全対策に努め、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう設備維持に努めます。

(2) 保安警備業務

職員が日常的に定期巡回を行い、不審者や犯罪、火災等を監視することで事件や事故等の未然防止を図ります。定期巡回の際には、利用者とコミュニケーションをとる中で、危険な行為を防ぐような声かけにも心がけ、事故や事件等を防ぎます。

(3) 清掃業務

職員と清掃業者が連携をとり、館内及び遊具の衛生、美観の維持を図ります。また、子どもたちに利用のマナーや後片づけを身に付けてもらえるような声かけも行っています。

(4) 備品等保守管理業務

備品台帳で適切に管理するとともに、日頃の点検及び手入れを行い、劣化防止を図ります。軽微な補修については職員が行うとともに、不具合の生じた備品等については必要に応じて修繕又は調達等を行います。

(5) 駐車サービス券の管理業務

駐車サービス券については、台帳により管理を行い、事業運営のために有効に活用します。また、利用者に対しては平日に配布するなどして、利用促進を図ります。

(6) 修繕

建物、機械設備、備品等の修繕に対応します。壊れたものに対してだけでなく、安全対策のための修繕も行い、事故防止に努めます。

(7) 管理組合及び管理会社への協力

駅ビルの管理組合及び管理会社が行う駅ビル全体の円滑な運営を行うため、要請事項については、誠実に対応します。

5 安全対策

危機管理体制や危機管理対応マニュアルを定期的に確認あるいは見直しを行い、事故等が発生した場合はマニュアルに則り、迅速にかつ適切に対応します。

また、職員向けの救急救命や療育の研修会開催、駅ビル全体での合同避難訓練への参加を通して、実践的な技能を高めます。

6 資金計画

施設の運営に必要な経費は、主として下関市からの指定管理料収入、施設利用料収入及び自主事業収益によってまかさないです。